

# 山梨県公報

第二千五百九十七号

平成二十八年

四月十八日

月 曜 日

## 公 告

(一) 変更後 東京都千代田区富士見二丁目七番二号及び愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号  
 三 変更の年月日  
 平成二十八年四月二十日

## 目 次

広域連合の規約の一部変更の許可……………三三九  
 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出……………三三九  
 公 告  
 指定施業要件変更保安林の所在不明通知(二件)……………三三九  
 教育委員会  
 落札者の決定について……………三四三

## 告 示

### 山梨県告示第百五十八号

山梨県東部広域連合長から申請のあった山梨県東部広域連合規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、平成二十八年三月二十四日付けで許可した。

平成二十八年四月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

### 山梨県告示第百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年四月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称
  - 一般財団法人ベターリビング

- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
  - (一) 変更前 東京都千代田区富士見二丁目七番二号

### 指定施業要件変更保安林の所在場所

### 通知の相手方

南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二二、二八八二の内二四一	深沢孔光
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二二四、二八八二の内一三九、二八八二の内一六四、二八八二の内二七〇	倉本鐵三
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一三一、二八八二の内一三一、二八八二の内一六三	倉本昌洋
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一三七、二八八二の内一九一、二八八二の内二四四、字赤目草里二六四七の内四六、二六四七の内四八	望月唯茂
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一三八、二八八二の内一七〇、二八八二の内二四九、二八八二の内二五七	深澤嘉一
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一四七、二八八二の内一九四	望月源太郎

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十八年四月十八日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二四八	望月吉太郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二五一	深沢喜左卫門
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二六〇	望月茂十郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二七三、二八八二の内二七六、二八八二の内二八六、二八八二の内二〇六、二八八二の内二二二	深沢半左卫門
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二八一、二八八二の内二八七、二八八二の内二五三	深沢源徳
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二八八、二八八二の内二八〇、二八八二の内二五二、二八八二の内二八〇、二八八二の内二八一、二八八二の内二八三、二八八二の内三一九	深沢松次郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二八九、二八八二の内一九七、二八八二の内一九九	望月博
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二〇四、二八八二の内二八七	深澤博文
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二七九、二八八二の内二〇五、二八八二の内二二八、二八八二の内二四七	望月郁勇
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二六六、二八八二の内二七八	深澤善兵衛
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二〇一、二八八二の内二二三、二八八二の内二三一、二八八二の内二三三、二八八二の内三三五、二八八二の内二二	深沢七太郎
	笹之池静

南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二〇〇、二八八二の内二〇三、二八八二の内二一四、二八八二の内二三四、字赤目草里二六四七の内三六、二六四七の内三八	望月覺
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一三〇、二八八二の内一四六、二八八二の内一九五、字赤目草里二六四七の内四五	望月万之丈
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一九六、二八八二の内一九八、二八八二の内二二一、二八八二の内二二七、二八八二の内二四三、字赤目草里二六四七の内四七	望月万之丈
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一五四、字赤目草里二六四七の内四九	望月義郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二八二、二八八二の内三二〇、字赤目草里二六四七の内五一	望月朝榮
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一五二、字赤目草里二六四七の内五二	望月百一
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一七二、字赤目草里二六四七の内五六	深澤貞次郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一四一、二八八二の内一四三、二八八二の内二三八、二八八二の内二三九、字赤目草里二六四七の内八〇	望月浩
南巨摩郡早川町新倉字赤目草里二六四七の内八一	深沢喜兵卫
南巨摩郡早川町新倉字赤目草里二六四七の内八二	深沢吉三郎
五一、二八八二の内二六五、二八八二の内二七九、字赤目草里二六四七の内三一	笹之池保

南巨摩郡早川町薬袋字モモナゴ二二七三	望月勲三郎
南巨摩郡早川町薬袋字上ノ山三三七〇	望月貞良
南巨摩郡早川町薬袋字上ノ山三三七一	望月唯男
南巨摩郡早川町薬袋字上ノ山三三八四	望月朝兵衛ほか八名
南巨摩郡早川町薬袋字大平二〇五八の二	佐野喜平、佐野庄左工門、佐野善兵卫、佐野平右工門、水野幸助、水野平右工門、望月くに、望月源左工門、望月惣治郎、望月安太郎、佐野増田
南巨摩郡早川町薬袋字泥木三三二〇	望月重光
南巨摩郡早川町薬袋字泥木三三二一	望月朝兵衛、望月定右工門

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
早川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十八年三月八日農林水産省告示第六百七十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十八年四月十八日

山梨県知事 後 藤 齋  
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町大原野字篠八二七〇七の内二、二七〇七の内三	深澤盛美
南巨摩郡早川町大原野字篠八二七〇九の内二	深澤彌吉
南巨摩郡早川町大原野字篠八二七〇九の内三、字中向二五三一の内一	深沢友造
南巨摩郡早川町大原野字中向二五四一の内二	小菅勝三
南巨摩郡早川町大原野字中向二五四一の内三から二五四一の内六まで	佐野勝彦
南巨摩郡早川町大原野字長畑一四六一	深澤茂長
南巨摩郡早川町大原野字長畑一四六一、字篠八二七〇七の内一	深澤進
南巨摩郡早川町大原野字長畑一四六三から一四六五まで、一四六七、字六呂沢二四一八、二四二〇	深沢益清
南巨摩郡早川町大原野字長畑一四四三の内一、字中向二五二七の内一、字六呂沢二四二二から二四一五まで	深沢孝裕
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋一九九六、字六呂沢二三九二の内乙	望月武右工門
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋一九九九	深澤忠作

南巨摩郡早川町大原野字鳥屋二〇〇〇、二〇〇三、二〇〇九、字日陰畑二六一六の二から二六一六の三まで、二六一六の内八	深沢福治
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四〇一、二四〇六の内一、二四〇七、二四〇八、二四〇八の内一	深沢福治、深沢源三郎
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋二〇〇一、二〇〇二	深沢熊三良
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋二〇一一、字中向二五四一の内一、字日陰畑二六一一の内三、字六呂沢二四二一	深澤誠
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋二〇三六	白木詠子
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋一九九八、二〇〇六の一、二〇〇七	深沢義忠
南巨摩郡早川町大原野字藤敷二四九五	望月仁士、望月ともじ
南巨摩郡早川町大原野字藤敷二四九一の内一	深沢由作
南巨摩郡早川町大原野字藤敷二四九六の内一、字南山二五九三の内一	望月長吉
南巨摩郡早川町大原野字藤敷二四九六の内二、二五〇六の内一四、字中向二五二八の内二、字南山二五五六の内二、二五六八の内一、二五七九の内九、二五九〇の内一、二五九三の内二、字日陰畑二六一二の内二、二六一三の内二	望月惣誠
南巨摩郡早川町大原野字藤敷二四九三の内一、二五〇六の内一六	深沢富吉
南巨摩郡早川町大原野字南山二五四六、二五四八の内一、二五四八の内二、二五七〇、二五七〇の内一、二五七一、二五九七、字中向二五四一	佐野勝延

南巨摩郡早川町大原野字南山二五九二	望月義隆
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九六、二五九七の内二	川口良子
南巨摩郡早川町大原野字南山二五五六の五	佐野富茂
南巨摩郡早川町大原野字南山二五五四の内三	望月義光
南巨摩郡早川町大原野字南山二五五九の内二、字篠八二七〇八の内三	大野實良
南巨摩郡早川町大原野字南山二五六五の内一	深沢善兵平
南巨摩郡早川町大原野字南山二五六七の内一	佐野市勝、望月栄左衛門
南巨摩郡早川町大原野字南山二五六七の内二、二五九五	佐野貞信
南巨摩郡早川町大原野字南山二五七二の内二	深沢義平
南巨摩郡早川町大原野字南山二五七二の内三	望月信逸
南巨摩郡早川町大原野字南山二五七九の内七	深澤孝策
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九〇の内二	望月角左工門
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九六の乙	望月直教
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九六の内一	望月吉十郎
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九九の乙二、字日陰畑二六一二の内一	望月誠一
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九九の乙三、二五五六の内一、字中向二五二八の一、二五二八の内一	望月義勝

南巨摩郡早川町大原野字日陰畑二六一〇、二六一〇の六	深沢行彦
南巨摩郡早川町大原野字日陰畑二六二六	望月吉兼
南巨摩郡早川町大原野字日陰畑二六一四の四	望月又次
南巨摩郡早川町大原野字日陰畑二六一四の一〇	深澤藤吉
南巨摩郡早川町大原野字日陰畑二六一一の内一、字南山二五五六の内三	望月君晴
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四〇九	深沢源三郎
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四〇二、二四一六、字藤敷二四九六の一	望月正康
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四一七	望月文左工門
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四一九	望月文右工門
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢三三九二の二	深澤三男
南巨摩郡早川町大原野字篠八二六八二	深澤眞

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
早川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十八年三月九日農林水産省告示第七百十号

## 教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年四月十八日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
- (一) Office Professional Plus（教育機関向け総合契約 EES）  
二千四百七十八人分 五年間
- (二) Windows Server Device CAL（Academic Open License）  
五千五百六十台分
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一)(-) 名称 山梨県教育庁高校教育課  
所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- (二)(-) 名称 株式会社 J E C C  
住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年三月二十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
- (一)(-) 名称 株式会社 J E C C  
住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 九千二百二十九万九千三百二十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年二月八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番